

## 和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

制定 平成17年5月31日告示第86号  
改正 平成18年5月23日告示第73号  
改正 平成20年3月27日告示第45号  
改正 平成25年3月29日告示第49号  
改正 平成27年4月 1日告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災活動の促進を図るため、自治会等を単位とした組織（以下「自主防災組織」という。）の防災活動に対し、予算の範囲内において和光市自主防災組織活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象組織)

第2条 補助の対象となる組織は、市内に住所を有するおおむね20世帯以上で構成される次に掲げる自主防災組織とする。

- (1) 自治会を単位とするもの
- (2) その他市長が特に認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する訓練を行う事業及び防災知識を普及するために行う事業（以下「防災訓練・啓発事業」という。）
- (2) 別表に定める防災資機材の購入及び修理等を行う事業（以下「防災資機材整備事業」という。）

(補助金の額)

第4条 自主防災組織への補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象事業	補助金の額及び補助限度額
防災訓練・啓発事業	当該事業に要する経費の額、150円に当該自主防災組織の世帯数を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
防災資機材整備事業	当該事業に要する経費の額に4分の3を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

2 前項に規定する補助金の額の算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日現在のものとする

る。ただし、年度途中で設立の届出をした自主防災組織については、当該届出をした日における当該自主防災組織の世帯数とする。

(自主防災組織の設立等)

第5条 自主防災組織を設立したときは、その代表者は、和光市自主防災組織設立届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 組織の規約

(2) 組織を構成する世帯の名簿(自治会を単位とする組織以外の組織に限る。)

2 自主防災組織の代表者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 組織の代表者

(2) 組織の規約

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金を受けようとする年度の9月末日までに、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(次条において「交付申請」という。)は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに同一年度内において1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該交付申請をした自主防災組織に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、補助対象事業が完了したときは、和光市自主防災組織活動実績報告書(様式第4号)及び防災資機材保管・購入一覧表(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに行うことができる。

(補助金の交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該報告をした自主防災組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該補助金に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(助言、指導等)

第11条 市長は、自主防災組織に対して、補助対象事業の適正な実施に必要な助言、指導等を行うことができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年告示第45号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第49号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第68号)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

種別	品目
倉庫	防災用資機材倉庫
救出・救護・避難用具	バール・ジャッキ・スコップ・つるはし・のこぎり・工具セット・脚立・はしご・ブルーシート・テント・毛布・担架・簡易トイレ・トイレ用テント・車椅子・リヤカー・発電機・ガソリン携行缶・投光器・ライト・ランタン・トイレ用品
給食・給水用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器・浄水器・給水ポンプ・飲料水保存容器
初期消火用具	バケツ・消火器(詰替えを含む。) ・可搬式ポンプ・スタンドパイプ ・消火ホース
情報収集・伝達用具	ハンドマイク・トランシーバー・携帯テレビ・ラジオ・乾電池・ポスター・バインダー・ホワイトボード・旗・警笛・拍子木・ポール ・バリケード・掲示板
医薬品	救急箱・備蓄医薬品
被服・標識	ヘルメット・防災服・防塵マスク・ゴーグル・手袋
その他	市長が必要と認めるもの

#### 備考

- 1 家庭用スプレー消火器の購入及び廃棄に係る費用は補助対象外とする。
- 2 被服、携行品等は個人貸与をせず、通常時はまとめて保管し、災害時及び訓練時にのみ使用すること。
- 3 種別の項のうちその他に該当する物品の購入を検討する場合は、市長と事前に協議し、許可を受けること。